

■お申込みメモ■

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が別に定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することがあります。
信託期間	平成35年2月13日まで（平成15年2月14日設定）
繰上償還	受益権口数が20億口を下回った場合等には、償還となる場合があります。
決算日	毎年2月13日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

■ファンドの費用■

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して、0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	日々の信託財産の純資産総額に対して年率2.052%（税抜1.90%）を乗じて得た額とします。
実績報酬	ハイ・ウォーター・マーク超過分の20%（税抜）
その他の費用・手数料	監査費用、目論見書や運用報告書等の作成費用など諸費用等ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料を信託財産でご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※運用管理費用、諸費用等は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。売買委託手数料はその都度信託財産から支払われます。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■ファンドの委託会社及びその他の関係法人■

委託会社	【ファンドの運用の指図を行う者】スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】三井住友信託銀行株式会社
販売会社	【募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付等を行う者】 販売会社については、スパークス・アセット・マネジメント株式会社にお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕 **スパークス・アセット・マネジメント株式会社**
ホームページ <http://www.sparx.co.jp/> 電話番号：03-6711-9200（受付時間：営業日の9：00～17：00）

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。